

(趣旨)

第1条 総合図書館規程第8条の規定に基づき、総合図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程に定めるところによる。

(利用者の資格)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学職員、大学院生及びそれに準ずる者（以下「職員等」という。）。
- (2) 本学学生及びそれに準ずる者（以下「学生」という。）。
- (3) その他図書館長（以下「館長」という。）が、利用を許可した者（以下「学外者」という。）。

2 前項第3号において、館長が利用を許可した者については、利用許可証を交付する。

(身分証明書等の提示)

第3条 図書館に入館の際は、次の身分証明書等を提示しなければならない。

- (1) 職員等 身分証明書又はそれに代わるもの
- (2) 学生 学生証
- (3) 学外者 利用許可証

(開館日)

第4条 次の各号の日を除き開館するものとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のうち、図書館が定める日
- (2) 開学記念日
- (3) 夏期休業日及び年末・年始日
- (4) その他大学の休業日

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館又は休館することがある。

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

平日 9時から21時30分まで
休日等 10時から16時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館時間を変更することがある。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料（以下「資料」という。）を、館内で自由に閲覧できる。

(書庫内検索)

第7条 利用者のうち第2条第1項第1号に掲げる者及び館長が必要と認めた者は、書庫内において資料を検索することができる。

(館外貸出)

第8条 館内の資料は、所定の手続を行い、館外に貸出することができる。ただし、禁帯出等、特に指定された資料は除く。

2 貸出手続は、閉館30分前までに行うものとする。

3 貸出期間は、別に定める。

4 貸出冊数は、別に定める。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、春・夏・冬期休暇中は、特別貸出をすることがある。特別貸出の期間及び冊数は、その都度定める。

6 貸出期間は、第3項の規定にかかわらず、1冊につき1回限り当該資料を貸出期間内に所定の手続をしたものについて延長することができる。ただし、他の利用者から貸出希望のあった場合は、これを優先する。

7 学外実習期間中は、第3項の規定にかかわらず、事前の申し出により貸出期間を延長することができる。

8 館外貸出を受けた資料は、他人に転貸することを禁止する。

(各教室・講座等への特別貸出)

- 第9条 館長は、各教室・講座等において、教育及び研究に特に必要な資料を他の利用者に支障のない限り、特別貸出を認める。
- 2 前項の貸出期間中の保管責任は、当該各教室・講座等の主任教授等が負うものとする。
 - 3 長期貸出についての細則・申込様式等は別に定める。
(参考調査)
- 第10条 利用者は、学術情報に関する調査を図書館に依頼することができる。
(相互利用)
- 第11条 利用者のうち第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者は、他の大学等学外機関及び当該機関の所蔵する資料の利用を図書館に依頼することができる。
- 2 他の大学等学外機関から図書館及び図書館の所蔵する資料の利用の依頼を受けたときは、これに応じることができる。
(複写)
- 第12条 利用者は、著作権法に定められた範囲内で、資料の複写を図書館に申請することができる。
- 2 利用者のうち第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者は、他の大学等学外機関の所蔵する資料の複写を図書館に依頼することができる。
 - 3 他の大学等学外機関から図書館の所蔵する資料の複写の依頼を受けたときは、これに応じることができる。
(返納)
- 第13条 館外貸出を受けた資料が貸出期間を満了したときは、直ちに返納しなければならない。
- 2 利用者の資格を失ったときは、貸出期間中といえども直ちに返納しなければならない。
 - 3 職員等の休職及び学生の休学のときも前項に準ずる。
 - 4 事務遂行のため必要があるときは、貸出期間中にかかわらず、貸出資料の返納を求めることがある。
(館外貸出の停止)
- 第14条 卒業年次の学生は、卒業前一定期日以降の館外貸出を停止する。
- 2 前項の期日は、卒業試験の期日により、その都度別に定める。
(弁償の責任)
- 第15条 資料又は機器備品等を汚損又は紛失した場合は、所定の手続により、弁償しなければならない。
(利用の制限)
- 第16条 館外貸出を受けた資料を期限までに返納しない場合は、超過日数と同数の期間貸出禁止の罰則を課す。
- 2 前項のほか本規程及び係員の指示に従わない利用者に対し、利用を制限することがある。
(各教室・講座等配置資料の利用)
- 第17条 各教室・講座等へ配置された資料の利用については、特別の支障がない限り、図書館を通じて閲覧又は貸出を受けることができる。
(学外者の利用)
- 第18条 学外者の利用については、別に定める。
(改廃)
- 第19条 この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て、評議会が決定する。
- 附 則
この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、昭和62年1月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成12年1月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 総合図書館開館時間延長の申合せ（昭和57年1月14日制定）は、廃止する。